

見 積 依 頼 書

下記のとおり見積合わせに付します。
令和7年9月1日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局埼玉県情報通信部長
大泉 雅昭

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 健康診断(単価契約)
- (2) 実 施 場 所 別紙-1 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 令和8年3月23日(月)
- (4) 見積書提出方法等 見積合わせ事項書で示す様式の見積書に見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。
- (5) 電子調達システムの利用
本案件は、「電子調達システム」(政府調達(GEPS))対象調達案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙による見積書の提出ができるものとする。

2 見積合わせに参加する者に必要な内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)

なし

3 契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所等

- (1) 場 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
関東管区警察局埼玉県情報通信部 通信庶務課 (埼玉県庁第2庁舎9階)
問合せ先 電話番号 048-832-0110(代表)
Mail saitama.CGA@npa.go.jp
- (2) 交付方法 本公告日から上記3(1)の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS) <https://www.p-portal.go.jp/>) から入手することもできる。
- (3) 日 時 令和7年9月1日から令和7年9月19日まで
(官庁執務時間内、土日祝日を除く)

4 見積書等提出方法及び締切日時

- (1) 提出方法 4(2)に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、3(1)に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
- (2) 提出期限 令和7年9月19日(金) 16時00分

5 見積合わせ日時

令和7年9月22日(月) 10時00分

6 支払条件

履行完了後、適法な請求書を当部が受領した後、30日以内に国庫金の振込払とする。

7 その他

- (1) 見積金額は消費税を除いた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
- (2) 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。

8 問合せ先

- (1) 契約に関すること 関東管区警察局埼玉県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 048-832-0110
- (2) 仕様書に関すること 関東管区警察局埼玉県情報通信部 通信庶務課 庶務係
電話番号 048-832-0110

見 積 合 わ せ 事 項 書

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

関東管区警察局埼玉県情報通信部長 大泉 雅昭

2 調達内容

(1) 件 名

健康診断(単価契約)

(2) 実施場所

別紙-1 仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月23日(月)まで

(4) 作業概要

別紙-1 仕様書のとおり

3 見積りの方法

(1) 見積りは、本調達に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

(2) 見積金額は、検査項目毎の単価に、予定人数を乗じた金額の合計を記載すること。

(3) 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者(以下「参加者」という。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(4) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書を提出しなければならない。なお、見積書の提出時に内訳書の提出を行ったものは、再度の提出を求めない。

4 契約の相手方の決定方法

契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

5 参加者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 見積書提出場所等

(1) 契約条項、仕様書等を交付する場所及び日時

場 所 下記期間中に、「電子調達システム」で行う。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、見積依頼書3にて交付を行う。

日 時 令和7年9月1日(月)から令和7年9月19日(金)まで
(官庁執務時間内、土日祝日を除く)

(2) 見積書等の提出場所及び期限

場 所 下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、見積依頼書3に、同期限までに提出しなければならない。

期 限 令和7年9月19日（金） 16時00分まで
（官庁執務時間内、土日祝日を除く）

(3) 見積合わせ日時

令和7年9月22日（月） 10時00分

(4) 見積書の提出方法

- ① 見積書は、期限までに見積もり提出期限までに、「電子調達システム」にて提出すること。ただし、「電子調達システム」により難しい場合は、参加者又はその代理人が持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による見積りは認めない。
- ② 見積書の様式は問わないが、別紙-2の内容を満たすものとし、宛名、件名等に抜けがないこと。
- ③ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。
- ④ 参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。

(5) 見積書の無効

- ① 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。
- ② 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。
 - ア 金額を訂正した見積書
 - イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書
 - ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書
 - エ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書

(6) 見積合わせ

- ① 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 見積合わせは、見積合わせ日時に電子調達システムで行う。
- ③ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができる。
- ④ 当該見積価格が当部の基準を下回った場合は、決定を保留の上、低価格に関する調査（以下、「低入札価格調査」という。）を実施するので、低入札価格調査の対象となる者（以下、「調査対象者」という。）は、当該価格により見積もった理由等の当部が必要と認める事項についての資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。
- ⑤ 低入札価格調査の結果、調査対象者が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みがあった他の見積業者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

7 契約書作成の要否

契約書（単価契約）を作成する。

8 その他

- (1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。
- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、請求書を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。
- (6) 作業は、すべて仕様書等に基づくものであり、発注者が行う検査を受けなければならない。

9 電子調達システムに関する問合せ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)

時間 平日9:00~17:30

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

健康診断仕様書（単価契約）

関東管区警察局埼玉県情報通信部

1 概要

人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）及び情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等について（令和元年10月30日職職-135）に基づく健康診断を実施する。

2 健康診断の種類

一般定期健康診断

情報機器作業従事職員健康診断

精密検査（一般定期健康診断の結果必要と認められるもの）

3 実施場所

実施場所は実施機関の指定する施設等に赴いて実施するものとする。

精密検査についても、実施機関が指定する施設等とする。

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）までとする。

健康診断実施日は、原則として官庁執務時間内（土日祝日を除く）とすること。

5 検査項目及び予定人数

別紙1「一般定期健康診断検査項目」、「情報機器作業従事職員健康診断検査項目」及び「精密検査項目」のとおり。

なお、予定人数は見込みであり、実際に受診する人数を確約するものではない。

6 提出書類

上記5の検査項目の診断結果を明記した報告書等を職員あて及び所属控として合わせて2部を受診後1ヶ月以内に提出すること。また、精密検査項目にあげる検査が必要と認められるものについては、検査項目、日時場所等を指定する通知を必ず同封すること。ただし、緊急に精査、治療を要する検査所見があった場合及び問診で疾病が疑われ、緊急検査を要する所見があった場合は、健康診断受診後、速やかに報告すること。

上記5の検査項目の診断結果は、電子データ（Excel形式）でも提出することとし、データ内には当該職員の全ての受診項目のほか問診票の内容も盛り込むこと。

そのほかに、毎月の業務完了後、別紙2「健康診断実施結果報告書」を提出すること。

7 業務の完了

健康診断実施結果報告書の検査合格をもって業務完了とする。

8 支払条件

仕様書に基づく検査に合格し、適法な支払請求書（官署支出官関東管区警察局

総務監察部長宛)を受理した日から30日以内とする。

9 その他留意事項

- (1) 実施方法等については、事前に埼玉県情報通信部係官（以下「係官」という。）と十分に打ち合わせのうえ行うこととし、仕様書について疑義を生じた場合は、速やかに係官へ連絡し指示を受けること。
- (2) 個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。
- (3) 受診票、検体採取容器を、健康診断実施日の10日前までに納入すること。情報機器作業従事者健康診断問診票検査はこれに間に合うよう実施すること。

健康診断検査項目

一般定期健康診断検査項目

令和7年度

人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)の運用について 別表第4より

検査項目			対象職員					備考
			全職員	35歳	40歳以上	50歳以上の偶数年齢	予定人数	
1	問診(既往歴及び業務歴・自覚症状及び他覚症状の有無)		29	—	—	—	29人	
2	(1) 身長検査		29	—	—	—	29人	
	(2) 体重検査		29	—	—	—	29人	
	(3) 肥満度の測定		29	—	—	—	29人	
	(4) 腹囲検査		29	—	—	—	29人	
	(5) 視力検査		29	—	—	—	29人	
	(6) 聴力検査		29	—	—	—	29人	
3	胸部エックス線検査		29	—	—	—	29人	
4	喀痰細胞診		—	—	1	—	1人	40歳未満及び医師が必要でないと認める職員を除く
5	(1) 血圧の測定		29	—	—	—	29人	
	(2) 血糖検査	空腹時血糖、HbA1c	—	1	12	—	13人	
	(3) 尿中の蛋白及び糖の有無の検査		29	—	—	—	29人	
6	(1) 心電図検査		—	1	12	—	13人	
	(2) LDLコレステロール検査		—	1	12	—	13人	
	(3) HDLコレステロール検査		—	1	12	—	13人	
	(4) 中性脂肪検査		—	1	12	—	13人	
	(5) 貧血検査	血色素量、赤血球数、ヘマトクリット	—	1	12	—	13人	
7	胃内視鏡検査又は胃部エックス線検査(内視鏡を希望しない者に限る)		—	—	—	2(1)	2人	(胃部X線検査希望者)
8	肝機能検査	GOT(AST), GPT(ALT), γ-GTP	—	1	12	—	13人	
9	便潜血反応検査	2日法	—	—	12	—	12人	

※ 年齢は令和8年3月31日現在のもの

情報機器作業従事職員健康診断検査項目

情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等の指針 5健康管理(1)健康診断より

検査項目			予定人数	備考
a	情報機器作業従事者健康診断問診票検査	業務歴・既往歴の調査	45人	
b	自覚症状及び他覚症状の有無の調査	・視器に関する症状 ・筋骨格系の症状 ・ストレスに関する症状	4人	
c	眼科学的検査	・視力検査 ・その他医師が必要と認める検査	4人	※ a、bの調査を実施し、医師の判断により必要と認められた場合に行う。 ※ 定期健康診断と同一の検査項目については、定期健康診断の結果をもって結果に代えることができる。

精密検査項目

人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)の運用について 別表第4第11、12項より

検査項目	受診対象者	予定人数
血液生化検査(空腹時血中グルコース量、ヘモグロビンA1c、空腹時LDLコレステロール、空腹時HDLコレステロール、空腹時中性脂肪)尿検査(微量アルブミン)負荷心電図検査又は胸部超音波検査頸部超音波検査	腹囲の検査又は肥満度の測定、血圧の測定、血糖検査及び血中脂質検査(LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査又は中性脂肪検査)のいずれの項目にも異常の所見があると診断された場合	1人
胸部CT(造影剤なし)	結核性疾患、がんその他の悪性新生物による疾患の場合並びにこれらの疾患の疑いのある場合	1人
ホルター心電図 心臓超音波	虚血性心疾患その他の心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患の場合並びにこれらの疾患の疑いのある場合 ホルター心電図 心臓超音波	1人 1人
胃内視鏡	胃潰瘍、十二指腸潰瘍その他食道・胃・十二指腸の疾患の場合ならびにこれらの疾患の疑いのある場合	1人
大腸内視鏡	大腸がんその他の悪性新生物による疾患の場合並びにこれらの疾患の疑いがある場合	1人

健康診断実施結果報告書

(令和 年 月分)

1 件 名 健康診断 (単価契約)

2 結 果 通 知 日 令和 年 月 日

検査項目	数量
一般定期健康診断	
① 問診 (既往歴業務歴、自覚症状・他覚症状の有無)	人
② 身長・体重・肥満度 (BMI) 検査	人
③ 腹囲検査	人
④ 視力検査	人
⑤ 聴力検査	人
⑥ 胸部X線検査	人
⑦ 血圧測定	人
⑧ 尿検査 (蛋白・糖の有無)	人
⑨ 血液生化学検査 (空腹時血糖、HbA1c、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、AST、ALT、 γ -GTP)	人
⑩ 血液学的検査 (血色素量、ヘマトクリット、赤血球数)	人
⑪ 心電図検査	人
⑫ 胃内視鏡検査	人
⑬ 胃部X線検査	人
⑭ 便潜血検査	人
喀痰細胞診	人
情報機器作業従事者健康診断	
① 情報機器作業従事者健康診断問診票検査	人
② 自覚症状及び他覚症状の有無	人
③ 情報機器作業従事者健康診断	人
精密検査項目	
① 血液生化検査 (空腹時血中グルコース量、ヘモグロビンA1c、空腹時LDLコレステロール、空腹時HDLコレステロール、空腹時中性脂肪) 尿検査 (微量アルブミン) 負荷心電図検査又は胸部超音波検査 頸部超音波検査	人
② 胸部C T (造影剤なし)	人
③ ホルター心電図	人
④ 心臓超音波	人
⑤ 胃内視鏡検査	人
⑥ 大腸内視鏡検査	人
検査結果電算処理	人

上記の通り実施したので報告します。

令和 年 月 日

関東管区警察局埼玉県情報通信部長 殿

住所

受注者

氏名

個人情報取扱特記事項

関東管区警察局埼玉県情報通信部を「甲」、受託者を「乙」とし、個人情報取扱特記事項について、以下のとおりとする。

（個人情報保護の基本原則）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約に基づく業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、担当者）

第3 乙は、本契約に基づく個人情報の取扱いの責任者及び業務を担当する者（以下「担当者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、担当者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、担当者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（派遣労働者）

第4 乙は、本契約に基づく業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第5に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第5 乙は、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の制限等）

第6 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報を取扱う業務を再委託してはならない。

また、再委託する場合には、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）との契約に本特記事項と同様の内容を定めるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 11 項に規定する個人番号関係事務を再委託する場合は、より厳格に再委託先において個人情報の適切な管理が図られることを確認しなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

（収集の制限）

- 第 7 乙は、本契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- 第 8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（従事者への周知）

- 第 9 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、本契約に基づく業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約に基づく業務を行うことにより知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して損害賠償の請求がなされる可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、個人情報の保護を徹底しなければならない。

（従事者の監督）

- 第 10 乙は、従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
- 2 乙は、本契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う従事者の範囲を限定するものとし、当該従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 乙は、従事者が退職する場合、当該従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

（複写又は複製及び加工の禁止）

- 第 11 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等について、当該業務処理に必要な範囲を超えて複写し、又は複製及び加工してはならない。

(個人情報の安全管理)

第 12 乙は、本契約に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から引き渡された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、滅失及び改ざん（以下「漏えい等」という。）することのないよう、甲が示す方法により、個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等とその内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を講じなければならない。

(個人情報の帰属及び廃棄又は消去)

第 13 本契約に基づく業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、全て甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、甲の指示に基づいて、前項の個人情報を廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第 14 乙は、本契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに詳細を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は本契約が解除された後においても同様とする。

(安全管理の確認、検査)

第 15 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が、法及び本特記事項の規定に基づき適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は、必要と認めたとき、乙に対して個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

- 2 甲は、本契約に基づく業務の処理に伴う個人情報の秘匿性等とその内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年に 1 回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 3 前 2 項の規定は、オンラインによる検査を実施することを妨げない。

(改善の指示)

第 16 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、乙に対し、その理由を書面により通知し、かつ、説明した上で、安全管理措置の改善を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

(契約の解除等)

第 17 甲は、乙が法及び本特記事項に定める義務を果たさない場合は、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるとともに、必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 18 乙は、法及び本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合は、甲にその損害を賠償しなければならない。

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局埼玉県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

担当者名

担当者連絡先

件 名 健康診断(単価契約)

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金									

(消費税及び地方消費税を除く)

電子くじ番号

--	--	--

見 積 書

令和 年 月 日

作成日を記載

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局埼玉県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

担当者名

担当者連絡先

件 名 ○○○○○○○○○○

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	*	*	*	*	*	*

↑金額の頭に¥マークを入れる。

(消費税及び地方消費税を除く)

電子くじ番号

--	--	--

同額となった場合のくじに使用するため、任意の番号3桁を記載すること。